

新型コロナウイルス感染症対策 BCP レベル 1 における 学生行動指針

旭川医科大学
(March 29, 2022)

I. 授業方針	2 ページ
II. 地域移動後の自宅検疫と 健康チェックについて	4 ページ
III. 学生団体活動方針	5 ページ
IV. 日常生活における注意 事項 (相談窓口一覧)	9 ページ

本日より、以下の新型コロナウイルス感染症対策 BCP レベル 1 における学生行動指針 (March 29, 2022) を適用します。

今後の道内や市内の感染状況およびオミクロン株の特性を鑑み、変更する場合もありますのでご留意ください。

I. 【授業方針】

1. 講義（座学授業）について

医学科・看護学科の全学年で、講義は分散登校（半数：登校，残り半数：オンライン授業 [manaba+Zoom]）とします。

特に新入生の皆さんは、後日配付する受講マニュアル（登校編，オンライン編）をよく読んで授業の受け方を理解してください。

登校を指定された学生は、必ず登校して授業を受けてください（ワクチン接種の有無にかかわらず）。登校した学生の出席確認は出席カード，教員による確認等で行います。なお，manaba の小テストには，全員が回答してください。

※ 体調不良がある場合，登校での受講をオンライン受講に切り替えることが可能です。その場合，授業開始前までに E メールで学生支援課 (online-lessons@asahikawa-med.ac.jp) に別紙「オンライン受講申請書」により登校できない具体的な体調不良の内容を明記のうえオンライン受講を申請してください。授業開始前までに必要事項を記載した「オンライン受講申請書」を上記の指定メールアドレスで受信していない限り，その授業については欠席扱いとなります。

※ 提出された申請理由の中には「寝坊のため」等オンライン受講者として許可するのにふさわしくないものも散見されます。申請しても許可されない場合があることをご承知ください。

※ 出席カードの取扱いなどの出席確認における不正行為は懲戒の対象となります。

※ 「オンライン授業受講者一覧」を manaba 登録全教員のコースに掲載します。

※ 教職員の皆さんには学生の登校状況を毎回確認していただくようお願いします。

もし、登校を指定された学生が、同日に対面授業の科目とオンライン授業の科目を受講する場合、通学に時間がかかる等の理由で時間内の移動が困難となることを考慮し、オンライン授業を受講できる教室を以下のとおり準備します。

【医 1】第 6 講義室 【看 1】C 講義室

【医 2】第 5 講義室 【看 2】B 講義室

【医 3】第 4 講義室 【看 3】A 講義室

また、自宅ネット環境の不良、PC の故障などによりオンライン授業を受けることができない場合、図書館、情報処理実習室（空きがある場合）を利用することができます。

Zoom にアクセスするための ID とパスコードの提供は、学生と教職員だけがアクセスするこ

とができる manaba 上で行います。ミーティング ID・パスコードは、manaba「学年コース」で配付します。(ミーティング ID・パスコードは定期的に更新する予定です)。

2. 実習・演習について（臨床実習・臨地看護学実習を除く）

令和3年度に引き続き対面での実習を可能としております。

学生・教員の皆さんには、感染対策にご配慮いただき、実習・演習が継続できるようご協力願います。科目担当教員の皆様さんには実習・演習内容に応じた感染対策を講じていただくよう重ねてお願いいたします。

- ・オンラインで実施することが可能な科目は、manaba + Zoomで行います。
- ・対面で行う実習・演習については、登校する学生数は各科目で異なります。安全が確保できると判断した場合には、実習、演習を全員登校で行うこともあります。

なお、実習・演習科目で Zoom を利用する場合は、教員が科目ごとにミーティング ID・パスコードを設定し、manaba「各科目のコース」で配付します。

3. 臨床実習・臨地看護学実習について

臨床実習・臨地看護学実習については、引き続き、感染対策を講じたうえで対面での実習（一部オンライン実習を併用）を継続します。

学生・教員の皆さんには、感染対策にご配慮いただき、実習が継続できるようご協力願います。学生の受入講座等の教員の皆さんには実習内容に応じた感染対策を講じていただくよう重ねてお願いいたします。

4. 試験について

定期試験等については、原則全員登校で実施予定です。もし、感染状況等によりオンラインでの試験実施に変更する場合は、別途お知らせします。

5. 講義室等での食事について

講義室等で食事をする際、黙食ができていない学生が散見されます。マスクを外しての会話は飛沫感染リスクになります。マスクをしていない時は会話しないように気を付けてください。

6. 講義室、チュートリアル室の貸出について

皆さんの自主学習の場として、講義室、チュートリアル室を貸し出します。

使用可能時間：平日 9：00～12：00 13：00～21：30

使用場所： 講義室 第1～第6講義室、B、C講義室
 チュートリアル室 講義実習棟A～H、看護学科棟1～11

予約方法

講義室 学生支援課で予約してください。

※3日前までに予約してください。

※通気（冷暖房）依頼がある場合は1週間前までに依頼してください。

チュートリアル室 別添 チュートリアル室貸出受付簿 に記載しメールで申請

※部屋の指定はできません。

※授業や入試などで予定がある場合は、部屋の貸し出しができないことがあります。

※利用中はドアを開放し、食事はしないでください。

※午前、午後とも使用する場合、12:00～13:00 は鍵を学生支援課に一旦返却してください。（荷物は部屋に置いて構いません。）

※土日祝日の前日は17:00時までの利用に制限します。

（鍵を返却せず休日利用することを防ぐため）

II. 【地域移動後の自宅検疫と健康チェックについて】

1. 帰宅後5日間の自宅検疫（登校不可）の撤廃

授業が行われている間は、不要不急の市外への移動（単なる旅行など）は避けてください。臨床実習中、臨地看護学実習中の学生は、特に慎重に判断してください。

令和4年3月22日現在「まん延防止等重点措置」が解除され、帰宅後に自宅検疫（登校不可）を要する地域はなくなりました。したがって、これまでの自宅検疫は不要になります。

もし、今後、国、地方自治体等から「緊急事態措置」、「まん延防止等重点措置」等の措置が発せられた場合には、すみやかに自宅検疫を再開します。上記措置発出中の地域に滞在した場合は、旭川に帰宅後5日間の自宅検疫が必要となり、その期間中は、本学構内（病院を含む）及び学外実習施設への立ち入りが禁止されます。

ただし、往来の必要性、代替手段によることの適否等を考慮し、やむを得ず、道外のまん延防止等重点措置区域又は緊急事態措置区域との往来をせざるを得ない場合は、学生支援課教務係（gaku-kyomu@asahikawa-med.ac.jp）に申告してください。

【5日間の検疫期間の数え方】

帰宅日 (0日)	1	2	3	4	5	登校日 (6日目)
-------------	---	---	---	---	---	--------------

2. 健康チェック

健康チェックは、授業開始後も各自継続して毎日実施してください。

健康チェックシートは、保健管理センターからの指示に従って提出してください。提出先は保健管理センターです。

また、接触確認アプリ COCOA（令和2年8月17日付け通知参照）の使用を推奨しておりますので、ぜひインストールしてください。

3. 病院見学、面接、就職試験等について

病院見学、面接、就職試験に行く場合は、これまでと同様、あらかじめ病院名、日時、期間を学生支援課（kengakusaki@asahikawa-med.ac.jp）に連絡してください。

フォーマットは、令和2年6月10日付けの全学生向けの通知からダウンロードしてください。

4. 注意事項

上記3以外のやむを得ない理由で北海道外に移動する場合は、1週間前までに学生支援課教務係に申告してください。

Ⅲ.【学生団体活動方針】

以下記載の内容を、団体所属学生全員が熟読のうえしっかりと理解し、顧問教員も含めた団体内全体で共通認識を持って対応してください。加えて、以下に示す方針に沿って希望申請する場合は、必ず、顧問教員の下承・署名を得た計画書を提出してください。

なお、活動再開申請する（既に許可が出ているものを変更する場合を含む）場合には、この状況が今後も長期に及ぶことを考慮して、先を見越した長期スパンのスケジュールを立て、一度の希望申請で、今後のBCPレベル1での活動がスムーズに行えるような計画を作成するよう工夫してください。

また、以下の指針やその他の本学の方針、所属団体が立てた計画を履行せず活動した場合、当該団体を活動停止とし、悪質な場合は該当学生を懲戒処分とせざるを得ない場合があるので、十分注意してください。

加えて、万が一クラスターが発生した場合は、課外活動はもとより、授業自体も休止せざるを得ない場合があることを各自が認識してください。

なにより、医学生として、自分と周りを守るために、徹底した感染対策をお願いします。

（1）対面での学生団体活動再開について

対面での活動再開を希望する場合には、「学生団体における covid-19 対策評価基準（本学 BCP レベル1）」（以下、「対策評価基準」という。）の内容及び本指針記載の内容に沿って、団体内でしっかりと吟味のうえ作成し、顧問教員の下承・署名を得た感染対策計画書に、計画を立てる際に参考にした関係協会等のガイドラインなどを添付のうえ、学生支援課学生総務係（gaku-stu@asahikawa-med.ac.jp）に提出することで、再開希望申請してください。

なお、学外への移動など、対策評価基準に記載があっても、そういった活動はしない場合は、その旨も感染対策に明記してください。

また、感染リスクが高いと言われている施設（ライブハウス、カラオケ など）での活動については許可できません。

さらに、事務的チェック→教員チェック→副学長チェックを経て活動再開許可となりますが、記載内容に疑義等ある場合は都度差し戻しとなるため、十分に余裕をもったスケジュールで希望申請してください。

1) 既に許可が出ている場合

対策評価基準を順守した活動について再開を許可します。今一度チェックリストを利用して自分達で立てた感染対策を再確認するとともに、メンバー全員及び顧問教員と共有してください。なお、追加で以下の活動を希望する場合は、改めて作成した活動計画を学生支援課学生総務係に提出して、希望申請してください。

2) 本学以外の所属メンバーがいる場合

当該メンバーの所属先の方針及び感染防止対策が、本学の対策評価基準と齟齬が無いことを団体メンバー及び顧問教員と確認・把握のうえ、その方針・感染防止対策を添付して希望申請してください。

なお、学外指導者や上述の学外メンバーを含める場合は活動人数の内数として計画書に明記してください。

3) 活動可能時間について

活動可能時間は、平日は16時30分から21時00分までの内の最大2時間、休日（土、日、祝日及び長期休業中）の活動は最大2時間におさめてください。なお、移動・準備の時間は上記時間を含めなくても構いません。

また、授業期間の昼休みに、登校を指定されている学生のみで練習することを可能としますが、練習方法などは計画書に明記し、希望申請してください。

4) 学内施設利用時間等について

a) 学内施設の学生団体活動による利用時間について

体育館、セミナー室等の学生団体活動で使用する施設の利用時間は、平日、休日（年末年始除く）を問わず、21時00分までとします。

b) 講義室の利用について

講義室については、平日授業終了後に空いている場合に限り、申請のうえ、ミーティング等に利用することを可能としますが、人数は座席数の半数以下とし、時間は21時00分までの内の最大2時間に限定します。なお、講義室利用は勉強による利用が優先であることを予め理解してください。

なお、ミーティングについては、基本的にはオンラインで行うなど、感染対策のために最大限の工夫をしてください。

c) 部室の利用について

部室については団体の活動再開が許可されてから使用してください。加えて、使用時間は活動時間に合わせた時間とし、待機や交流の場としての使用はしないでください。

d) 屋内での活動について

学生玄関ロビー・談話コーナーや、廊下、階段での活動（筋トレ、ストレッチ、ランニングなど含む。）は認めません。

上述の利用可能時間の超過、計画外の人数や体育館の利用可能人数（全面30名、半面15名）を超えての使用、使用が認められていない場所での活動が明らかとなった場合は、当該団体の活動を当面の間禁止し、場合によっては、全ての学生団体活動を休止することがあります。

5) 合宿について

感染終息の見通しが立つまで、合宿は禁止します。練習などを目的とした宿泊を伴う団体活動は認めません。

6) 大会へのエントリー・参加や練習試合、演奏会など

a) 大会やコンテストへのエントリー・参加について

体育系、文化系問わず、各種大会やコンテスト（以下、「大会等」という。）へのエントリー・参加は、原則として、中央団体等全国組織及びその下部組織（以下、「全国等組織」という。）により主催されたもので、感染対策が十分とられていることを、団体メンバー全員とその顧問教員がしっかり確認・把握している場合に許可します。なお、学生主体で主催する大会等の場合、実施団体として明確に組織化されており、かつ、しっかりとした感染対策を講じていて、その内容が本学の対策評価基準と齟齬が無いことを団体メンバー全員と顧問教員が確認・把握している場合に、全国等組織による主催でなくても参加可能とします。

加えて、大会等への参加のため、どうしても必要な場合に限り、特例として宿泊を認めます。なお、宿泊する際にはシングルの利用を強く推奨します。

については、大会等へのエントリー・参加は、そもそもの活動許可が下りていることに加え、顧問教員の下承を得た以下のものを大会等へのエントリーの前に学生支援課学生総務係に届け出てください。

●参加・エントリーしようとしている大会等の実施要項及び感染対策が明記されている資料

●顧問教員が参加を了承していることがわかる資料（大会実施要項（主催団体の詳細がわかるもの）に、顧問教員が参加を認める旨を記載のうえ、署名（自著）した資料。）

大会等のエントリー・参加については、「許可申請」ではなく、そもそもの活動許可が出ていることを条件とした「届出」の手続きとします。

なお、大会終了後は顧問教員と学生支援課学生総務係にその旨報告してください。

ただし、次の場合はいかなる大会等であっても許可できません。

●緊急事態宣言下の地域やまん延防止等重点措置区域など感染の危険性が高い地域で開催される大会等や、当該地域に滞在等（移動上の経由地である場

合は除く)が必要となる大会等

b) 自主演奏会について

学内音楽系団体における演奏会(音楽系団体同士が連携して実施するもの含む)については、会場として利用する施設の利用許可を予め得たうえで、関係協会等のガイドラインも参考にして、演奏者の構成人数・配置、観客の人数、座席の配置などの感染対策を作成し、会場施設における感染対策や、参考としたガイドライン等を添付のうえ、希望申請してください。

なお、学内で行う場合、ロビーや談話コーナーでの演奏は認めません。事前に許可を得てセミナー室5や学生食堂で行うように計画してください。また、待機等もメイン会場内で完結できるように計画してください。

病院内での演奏会等は、感染が終息しBCPが0に戻るまでは認められません。

c) 練習試合について

競技種目等の態様に応じた感染対策を関係協会等のガイドラインも参考にして作成のうえ計画書に記載し、希望申請してください。

なお、本学体育館を会場とする場合には、定められた人数(フルコート使用は30名まで、ハーフコート使用は15名まで)以内での実施とし、休憩等も体育館内で完結するように計画してください。その他の部屋を待機室として利用することは認めません。よって、相手チームは1チームまでとしてください。

7) 大会の運営を担当する場合

全国等組織やそれに準じる大会の運営については、関係教員(顧問教員、当該組織の本学の理事等)と情報共有するとともに、運営・企画の際には、主幹を中心とした他の施設の方針や、当大学の行動指針に沿った感染対策を徹底した上で活動してください。

全国等組織の一員として運営を行う場合のみ認めます。独自で大会を主催することは認めません。

8) 新入生歓迎方法について

以下について認めますが、基本的には、ZOOM等を利用したオンラインでの勧誘を強く推奨します。

【勧誘チラシの配付について】

- ・実習対象学年の学生は参加しないでください。
- ・ワクチンの3回目接種が終わっていない学生は参加しないでください。
- ・学生団体ひとつについて最大3名までで配付を行ってください。(新入生1名を加えても4人以内のグループとしてください。)
- ・1. 5m以上の距離を保ち、接触はチラシを渡す時など最小限にとどめ、握手やハグなどは行わないでください。
- ・屋外での配付を強く推奨します。屋内で配付する場合は個人間の距離や感染対策

に特に注意してください。また、屋内外に係わらずチラシやゴミを散乱させないでください。

【会食について】

- ・実習対象学年の学生は参加しないでください。
- ・新入生を含めて4人以内とし、飲食時以外はマスク着用、黙食の徹底をお願いします。
- ・複数グループが同時に存在しないように連絡を取り合い、調整を徹底してください。
- ・4人以下ではあるが、途中でメンバーが入れ替わるなどの方法で結果的に多数の人間が勧誘しないでください。

【学生団体活動の見学について】

- ・新入生に活動を見学してもらう際には、広く見学者を募ることはせず、見学者数を事前に許可を得ている活動人数内に含めてください。(例：各団体で計画し許可を得た感染対策で活動人数を10名としていた場合、見学者2名を迎える場合は、その日の活動は8名で行ってください。)

(2) トレーニングコーナーの利用について

トレーニングコーナーについては、学生有志で作成した運用に従って、感染に十分留意して利用してください。

(3) その他

上記以外の行動指針については、現在出ている方針に沿って行動してください。

なお、冒頭にも記載していますが、大学からの方針や通知に反した場合や、感染対策を怠った活動をした場合は、活動停止や廃部などのペナルティを課すことがあります。

IV. 【日常生活における注意事項】

1. 病院への立ち入りについて

大学病院内の施設（郵便局、ATM、旭仁会など）に用事がある場合に限り、平日8:00～14:30以外の時間帯、及び土日祝日に立ち入りすることは可能です。

ただし、病院内への立ち入りは極力控えるようにしてください。また、通学時などに病院内を通り抜けることは、これまでと同様、禁止します。

2. 日常生活、アルバイトについて

日常生活を送るに当たって一般的な感染予防に留意してください。

なお、くれぐれも近隣住民に迷惑をかけることのないように、地域社会の一員としてのマナーを守ってください。悪質な行為は懲戒の対象となります。

また、アルバイトを行っている人は、感染防止に最大限配慮してください。

3. 健康面，経済面などの相談について

健康面で不安なことがありましたら，保健管理センターまたは学生支援課に相談してください。

経済的な問題についても，遠慮せずに学生支援課に相談してください。

4. 学内での滞在時間について

自己学習や個人練習などにより，授業終了後に学内に留まることもあるかと思います。

その場合は，原則 21 時 00 分までには活動を終え，帰宅してください。

また，個人練習は授業で登校する時に行うなど，不必要な滞在はしないでください。

5. 海外渡航について

引き続き海外渡航は禁止します。

6. 相談窓口

以下の窓口を利用してください。

相談する際には，できるだけ自分自身で連絡するようにしてください。

相談内容	相談先	メールアドレス
体調のこと	保健管理センター	hokekan.amu@asahikawa-med.ac.jp
学生生活，経済的なこと， 奨学金など	学生支援課学生総務係	gaku-stu@asahikawa-med.ac.jp
授業，履修など	学生支援課教務係	gaku-kyomu@asahikawa-med.ac.jp
学修支援システム・ manaba	学生支援課教務係 manaba 担当	gaku-manaba@asahikawa-med.ac.jp

申請，報告用メールアドレス

オンライン受講申請書	online-lessons@asahikawa-med.ac.jp
学外病院等への見学・就職試験等の訪問先連絡票	kengakusaki@asahikawa-med.ac.jp